



教県第1041-2号

令和2年3月4日

各市町村教育委員会教育長
各教育事務所長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく
困難であると認められる場合等の休暇の取扱いについて（通知）

学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年教育委員会規則第9号。以下「規則」という。）第12条第1項第14号の特別休暇、埼玉県立学校非常勤職員取扱要綱第6第1項(3)の休暇、臨時職員取扱要綱第5第1項(1)の休暇及び外国語指導助手取扱要綱第15条第1項第4号の休暇について、県立学校においては、下記のとおりとしますので、参考として送付いたします。

記

- 1 規則第12条第1項第14号の特別休暇（いわゆる交通遮断休暇）について
職員が次に掲げる場合に該当するときは、規則第12条第1項第14号の特別休暇に規定する出勤することが著しく困難であると認められる場合として取り扱うものとする。
 - (1) 職員又はその親族等に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
 - (2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 2 埼玉県立学校非常勤職員取扱要綱第6第1項(3)の休暇（交通途絶休暇）及び臨時職員取扱要綱第5第1項(1)の休暇（いわゆる交通途絶休暇）について

職員が次に掲げる場合に該当するときは、埼玉県立学校非常勤職員取扱要綱第6第1項(3)の休暇及び臨時職員取扱要綱第5第1項(1)の休暇に規定する不可抗力の原因による交通途絶の場合として取り扱うものとする。

- (1) 職員又はその親族等に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

3 外国語指導助手取扱要綱第15条第1項第4号の休暇（いわゆる交通途絶休暇）について

職員が次に掲げる場合に該当するときは、外国語指導助手取扱要綱第15条第1項第4号の休暇に規定する交通機関の事故等による交通途絶の場合として取り扱うものとする。

- (1) 職員又はその親族等に発熱等の風邪症状が見られることから、新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（令和2年2月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等を踏まえ、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

4 適用開始日

令和2年3月2日

担 当：県立学校人事課学事担当 三澤

電 話：048-830-6735